

県内の

中小貨物運送事業者

の皆さまに**支援金**を交付します！

地域経済を支える重要な社会インフラである物流を維持するために、燃料価格高騰の影響を受けている県内の中小貨物運送事業者の皆さまに支援金を交付します。

対象者

県内の中小貨物運送事業者のうち、要件を満たす方。
※裏面の「支援金交付フローチャート」をご確認ください。

交付額

- ・一般/特定貨物自動車運送事業者：1事業者あたり**200,000円**
- ・貨物軽自動車運送事業者：1事業者あたり**20,000円**

※支援金の併給はできないため、両方に該当する場合は、一般/特定貨物自動車運送事業者で申請してください。

申請受付期間

令和8年3月30日（月）から令和8年8月21日（金）まで

申請について

電子申請システムと郵送のどちらでも申請いただけます。
※電子申請システムの申請開始時期は4月中旬の予定です。



申請に必要な書類や最新の情報等は、下記ホームページからご確認ください。

県ホームページ「貨物運送事業者への燃料価格高騰に対する支援金」

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m2w/kamotsushien.html>

※電子申請システムのページ（4月中旬開設予定）へは、上記URLからアクセス
できます。

神奈川県 貨物運送 支援金

検索



支援金交付フローチャート

神奈川県内に営業所がある貨物自動車運送事業者ですか？

(令和7年4月1日までに関東運輸局神奈川運輸支局において、
■一般/特定貨物自動車運送事業の許可を受けている。
■貨物軽自動車運送事業の届出済である。)

いいえ

はい

中小の事業者ですか？ (資本金3億円以下 or 従業員300人以下)

いいえ

はい

令和7年4月1日から令和7年10月1日まで事業を継続しており、今後も継続する (少なくとも支援金が支払われる時点において事業を継続する) 意向はありますか？

いいえ

はい

一般/特定貨物自動車運送事業者
1事業者につき200,000円を交付

貨物軽自動車運送事業者
1事業者につき20,000円を交付

交付対象となりません

よくあるお問合せ (FAQ)

Q1. 本社は神奈川県外ですが、県内に営業所があります。支援金の対象になりますか？

A1. 本社でなくとも、営業所等の事業拠点が県内にあれば、対象となります。

Q2. 神奈川県内に車庫はあるのですが、営業所はありません。支援金の対象になりますか？

A2. 対象となりません。

Q3. バイク便のみの事業者です。バイクは支援金の対象になりますか？

A3. 原動機付自転車及び二輪自動車等のいわゆるバイク便のみの事業者は対象となりません。

【問合せ先】

神奈川県貨物運送事業者燃料高騰対応支援金事務局コールセンター

電話 045-900-6901

<受付時間> 月曜から金曜まで (祝日除く) 10時から19時まで

本支援金は「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用した事業です。